

平成 27 年

赤穂市教育委員会臨時会提出議案

日 時 平成 27 年 3 月 18 日 (水) 午後 2 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

平成27年赤穂市教育委員会臨時会提出議案一覧表

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 第20号議案 | 公立学校教職員人事異動について    |
| 第21号議案 | 平成27年度赤穂市教育プランについて |
| その他    | 春季休業に係る生徒指導について    |

第20号議案

公立学校教職員人事異動について

公立学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申したい。

平成27年3月18日提出

赤穂市教育委員会  
委員長 池 本 芳 文

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

第21号議案

平成27年度赤穂市教育プランについて

平成27年度赤穂市教育プランについて、別紙のとおり決定したい。

平成27年3月18日提出

赤穂市教育委員会  
委員長 池本芳文

( 公 印 省 略 )  
赤教指 第2066号  
平成27年3月18日

学校園長様

赤穂市教育長  
室井久和

平成26年度 春季休業中における生徒指導について（通達）

春季休業中は、入学・進級などの準備で多忙な時期ではありますが、とりわけ、学校園関係者は、子どもたちに積極的に関わることを通して、心のつながりを深める機会を継続してつくらなければなりません。

また、私たちは、新しい環境に進んでいく子どもたちの不安や悩みを十分に受け止め、それを乗り越えていく支援をするとともに、子どもたちの居場所となる良好な学校環境づくりを推進する必要があります。

そこで、新たな年度を迎えるこの時期に、子どもたちが自分の未来に明るい希望が持てるよう、自分を振り返り、自分を改善・進化させる生活設計や目標を設定することと合わせて、休業後に丁寧に検証し、新学年への意欲を喚起することが重要です。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や園児・児童・生徒の発達段階に応じた予防的な指導を充実させるとともに、その徹底を図るよう留意願います。

## 記

### 1 春季休業中の生活に関する指導について

#### (1) 規律ある生活に向けた指導

園児・児童・生徒が春季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用した指導を徹底するとともに、園児・児童・生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 交通事故や不審者の被害を受けないよう気をつけるとともに、事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。

#### (2) 悩みや問題を抱える園児・児童・生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、休業期間を利用して家庭訪問を行う等、実態を踏まえ適切な指導・援助に努める。

- 課題を持つ園児・児童・生徒に対しては、継続的な家庭訪問等を実施し、保護者と課題を共有するとともに、保護者と協力して、課題の改善に努めるなど学

校とのつながりが深まるよう適切に指導をする。

- 家庭や園児・児童・生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることのないよう努める。

### (3) 指導体制の再構築と地域との連携

今年度の指導を評価し、課題を明確にすることで次年度の指導体制の構築を図る。また、学校園から家庭・地域への情報発信を通して適切な協力関係を構築する。

- 家族や地域社会とのふれあいをとおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」園児・児童・生徒を育てる。
- 学校園は、地域行事や健全育成関連活動等に積極的に参加し、地域との連携を深めるとともに、地域を巻き込んだネットワークづくりを推進する。

### (4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調に十分留意するとともに運動種目の特性を踏まえ種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

- 部活動等において、衣服の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

## 2 春季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

### (1) 命を大切にす指導の徹底

自他の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、園児・児童・生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

- 虐待や暴力等、園児・児童・生徒の健全な成長を阻害する行為を確認し、疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関へ通報するなど、適切に対応する。

### (2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、園児・児童・生徒の交友関係や冬季休業中の生活の状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

- いじめへの対応については、「いじめ対応マニュアル」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

### (3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、園児・児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導に努める。

- 全教職員が園児・児童・生徒一人一人の状況把握に努め、子どもたちが抱える

課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を見逃さず、早期に対応する。

- 量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校生徒や異校種生徒との交流場所の巡回を強化するとともに、利用についての約束を子どもたちに考えさせ、徹底する。
- 「万引きは犯罪である」という意識を徹底させる。

#### (4) ネット上のトラブルの未然防止

ラインや掲示板への誹謗・中傷の書き込みは犯罪行為であることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用について厳しく指導する。

- 情報活用と情報モラルやマナーについて、園児・児童・生徒への指導を徹底する。
- ラインやフェイスブック等に本人の許可なく写真を無断で載せたり、悪口を書き込む行為は犯罪であることを指導する。

#### (5) 家庭への啓発

自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出や携帯電話、パソコン等の使用について各家庭で管理するよう啓発する。

- 外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間（午後11時～午前5時）に不要な外出をさせない。
- 子どもの携帯電話に使用について確認する。フィルタリングをするよう強く指導する。

#### (6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、子ども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て健康課、警察、育成センターに速やかに通報する。
- 学校の状況を地域に適宜、適切に発信し、信頼関係の構築に努める。

#### (7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、園児・児童・生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。
- 不審者等の被害に遭いそうになったら、まず逃げること、大声で助けを呼ぶことなど具体的な方法を指導する。
- 「名簿聞き出し」と思われる不審電話を受けたときは、一切を拒否し、警察や学校園に連絡するよう指導する。

#### (8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

- 交通ルールの遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。